

特記仕様書

1 総 則

(1) 各事業区域共通

- ① 事業の実施に当たっては、豚熱（C S F）の感染拡大防止のため、神奈川県におけるC S F対策を熟知して適切な対策に努めること。

※神奈川県における豚熱対策については、下記URLを参照のこと

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5c/cnt/f535305/test-csf.html>

- ② 事業実施にあたり問題が生じるおそれがある場合、事前に監督職員の指示を受けること。
その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ、実行すること。

2 植付

(1) 苗木の仕様

樹種	区分	長さ	根本径	コンテナ容量	適用
ヒノキ 花粉症対策苗	コンテナ苗	30cm 以上	3.5mm 以上	150cc または 300cc	

(2) 箇所別の植付本数及び苗木の植付間隔

林小班	樹種	haあたりの植付本数 (本/ha)	苗木の植付間隔 (水平距離(m))		適用
			列間	苗間	
280い2	ヒノキ	2,100	2.2m	2.2m	花粉症対策苗

(3) 作業方法等

- ① 苗木の納入にあたり、発注者と植付時期の調整を事前に行うこと。
- ② 令和7年度新植（春植）の気象被害による改植につき、当被害による枯損木等を中心に植替えを行うものとする。また、余剰が発生した場合は局所的に集中させずに、なるべく間隔が均等になるように植付し、事前に監督職員と打ち合わせのうえ実施すること。
- ③ 苗木の標準的な植付方法については下記イメージ図（図2）のとおりとする。

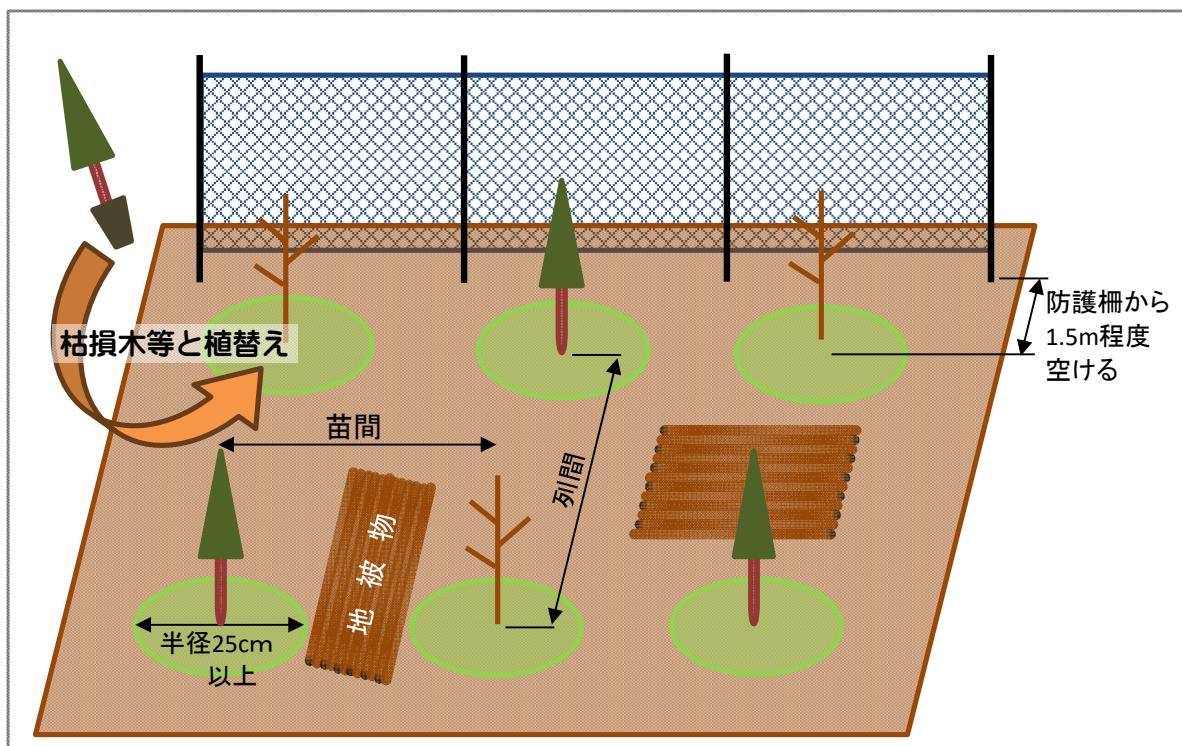


図2

5 下刈

(1) 作業方法

- ① 事業内訳書によるほか、下草の繁茂状況に応じて着手するものとし、事前に監督職員と打合せのうえ実施すること。
- ② 刈払いの対象から除外する除地については、別紙位置図兼基本図挿入図のとおりとし、事前に監督職員と現地状況について確認すること。

また、事業実行当時やむなく作業道上に植付した箇所（103は1及び108に3林小班）においては、除地の対象にしていないため注意すること。